

## 安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務仕様書

### 1 委託業務名

安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務

### 2 業務の目的

令和7年春に第一期展示リニューアルオープンを目指す滋賀県立安土城考古博物館の展示改修に係る資金確保に向けて、インターネットを経由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを活用するに当たり、プラットフォームの提供、プロジェクトの広報等の支援業務を通して、目標金額の達成に繋げていく。

### 3 業務を委託する期間

契約の日から令和7年3月17日までの間とする。

### 4 支援目標金額

14,000,000円

### 5 委託業務

- (1) 本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、委託者との協議により、本クラウドファンディングの実行支援、クラウドファンディングサイトへのプロジェクト掲載、返礼品の選定 等の一連の手続き（立ち上げの協力および立ち上げ後のフォロー）を行うとともに、寄附受入れ実現に向け積極的に提案・サポートすること。また、詳細企画および実施スケジュール等を策定すること。なお、寄附金の募集は令和6年9月頃から実施し11月中旬頃までを予定している。
- (2) 受託者は、受託者のWEBサイトおよびSNS等を活用して、本クラウドファンディングの趣旨および実施内容を周知し、寄附金を募集する。
- (3) 受託者は、寄附金の受付および収納業務を行う。
- (4) 受託者は、契約締結から募集締切日までは、少なくとも10日に1回程度の頻度で、委託者との打合せを実施するものとする（オンラインでの打合せ等も可とする）。なお、寄附金の募集期間中は、打合せ時に寄附状況の報告およびそれに応じた対策の提案も行うものとする。
- (5) 受託者は、募集開始日から募集締切日までに受付を行った寄附金について、別記様式による収納事務受託計算書および支援者に係る情報（寄附金額、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）を整理した寄附計算書を作成し、募集締切日の翌日から15日以内に、委託者へ提出するとともに、委託者が指定する金融機関の口座へ払い込むものとし、その際の振込手数料は受託者の負担とする。なお、当該寄

附計算書の書式は、双方協議の上、決定する。

- (6) 受託者は、募集締切日の翌日から 30 日以内に、委託者と本クラウドファンディングの振り返りを実施する。
- (7) 本クラウドファンディングは「All-In 方式（実行確約型）」で実施するものとし、受託者は、目標金額の達成可否に関わらず、委託者に寄附金を引き渡すものとする。
- (8) 上記以外の対応等が生じた場合は、受託者は委託者と協議を行うものとする。

## 6 委託料の範囲と算出方法

- (1) 収納代行業務に係るシステム使用料、手数料およびこれに類するものに、支援者からの入金に際して発生する決済手数料を加算したものを、委託料の算定範囲とする。
- (2) 見積書に記載する委託料（消費税および地方消費税を含む。）は寄附金募集目標額 14,000,000 円に対して設定することとし、募集締切時の寄附金総額が寄附金募集目標額と異なる場合は、見積書に記載された委託料を 14,000,000 円で除して得た割合を募集締切時の寄附金総額に乗じた金額（1 円未満切り捨て）を委託料（消費税および地方消費税を含む。）とする。なお、募集締切時の寄附金総額が寄附金募集目標額に満たない場合は、委託料の精算に当たり変更契約書の作成は省略するものとする。

## 7 業務実施報告

受託者は、本業務を完了したときは、完了した翌日から起算して 30 日以内に、仕様書 5 に定める委託内容に基づく業務実施報告書を作成し、委託者へ提出する。なお、当該報告書の書式は、双方協議の上、決定する。

## 8 業務責任者等の届出

受託者は、業務責任者および担当者を定め、契約締結後 7 日以内に書面により委託者へ通知するものとする。また、変更があった場合も変更後 7 日以内に通知する。

## 9 事故等の発生時の対応

委託者および受託者は、収納代行業務に当たって事故、不正、または不当な行為等の発生を確認したときは、直ちに電話および電子メールで報告するとともに、協力して必要な措置を講じるものとする。

## 10 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に疑義のある事項または定めのない事項については、双方で協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務を確実に遂行するため責任者を置き、県との協議および事務打合せに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- (4) 本業務の実施に当たり発生した著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、県に帰属するものとし、県において印刷物やホームページへの掲載、複製、改変等を行うことがある。
- (5) 本業務の実施に当たり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項または仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

## 収 納 事 務 受 託 計 算 書

令和 年 月分

区 分	受 入 額		払 込 額	備 考
	本 月 分	累 計		

令和 年 月 日

契約の相手方  
(押印省略の場合) 発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

(宛先)  
滋賀県知事